

# アメリカの認知症ケア動向Ⅱ

## アメリカの年金制度

### <目次>

1. 公的年金 .....	1
(1) 公的年金制度の概要 .....	1
(2) 適用対象.....	2
(3) 給付設計.....	2
(4) 保険料率.....	3
(5) 老齢年金の受給資格.....	3
(6) 老齢年金の受給開始年齢.....	4
(7) 給付額.....	5
(8) 受給者の状況 .....	6
(9) 公的年金制度の問題点 .....	12
2. 私的年金 .....	14
(1) 私的年金の概要.....	14
(2) 企業年金の加入状況.....	15
(3) 確定給付型プラン(DB) .....	16
(4) 確定拠出型プラン(DC) .....	17

## II アメリカの年金制度

### 1. 公的年金

#### (1) 公的年金制度の概要

アメリカの社会保障制度は、1935年に制定された社会保障法(Social Security Act)に基づいて創設された。公的年金制度である老齢年金・遺族年金・障害年金のほか、メディケア(65歳以上の高齢者等に対する医療保障)と、低所得者・高齢者・身体障害者に対して補足的に手当を給付する補足的保障所得(SSD)などから成り立っている。

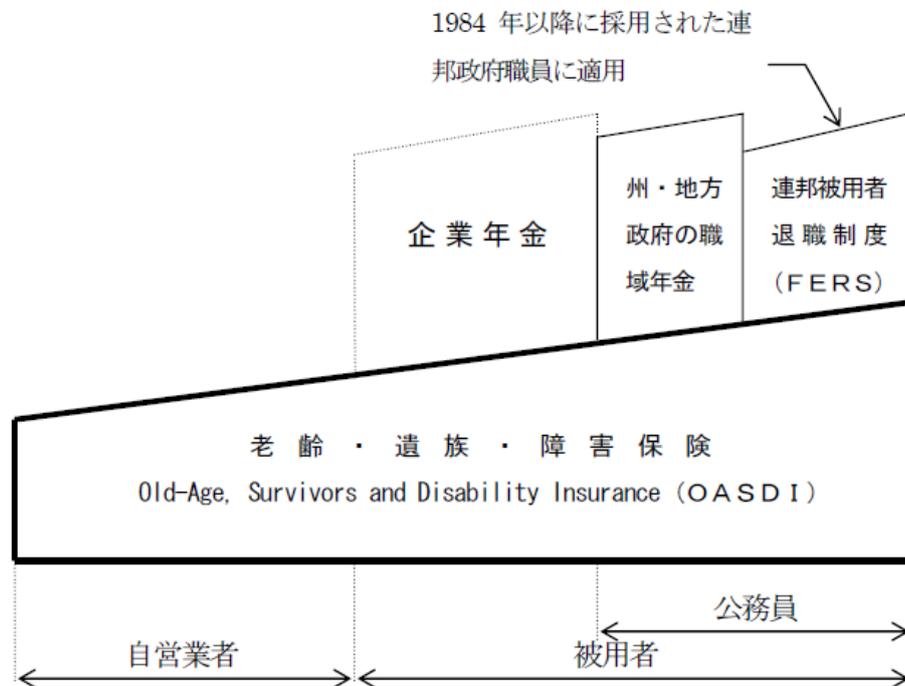
公的年金制度は、OASDI(Old-Age, Survivors, and Disability Insurance)または社会保障年金(Social Security)と呼ばれており、連邦政府の社会保障庁(Social Security Administration)が運営している。保険料は社会保障税として内国歳入庁(IRS)が徴収し、年金給付は社会保障庁が行っている。租税と一緒に徴収されるため、わが国のような未納問題は発生しない仕組み<sup>1</sup>である。

財源の大部分は、勤労者とその雇用主が収める社会保障税(Social Security Tax)により賄われており国庫による負担はない。徴収された社会保障税は、特別会計の社会保障基金(トラストファンド)として積み立てられ、定年退職後の退職年金、勤労者死亡時の遺族年金、または就労不能時の障害年金として、本人またはその家族に支給される。各地の社会保障事務所を通じて付与される個人ごとの社会保障番号で管理されているため、転職等が生じた場合も個人データを蓄積出来る仕組みとなっている。

---

<sup>1</sup> 2008年においては、全被用者及び全自営業者の96%が社会保障税を納入している。

## アメリカの年金制度の体系



出典:厚生労働省 HP 「アメリカ年金制度の体系」

### (2) 適用対象

適用対象は、自営業者や一般被用者などの所得がある者で、アメリカ国籍者だけでなく、合法的に雇用されている者であれば外国人労働者であっても適用される。適用除外となるのは、①州や市町村等の公務員で公的年金（OASDI）を選択しなかった者、②1984 年以前に採用された連邦公務員、③一定の要件を満たす宗教団体の聖職者・職員、④年収 400 ドル未満の低所得者、⑤鉄道労働者となっている。

### (3) 給付設計

給付設計はバンドポイント制<sup>2</sup>を導入しており、公的年金を通じて所得の再分配が行われている。また、60 歳まではグロス賃金スライド制<sup>3</sup>をとり、62 歳以降は

<sup>2</sup> 高額所得者ほど報酬比例部分を抑制する再分配構造の強い仕組み。

<sup>3</sup> 現役労働者の課税（税・社会保険料負担）前の賃金上昇率に合わせて給付。

物価スライド制<sup>4</sup>となっている。

#### (4) 保険料率

公的年金 (OASDI) の財政は、修正賦課方式を採用している。これは、現役世代が納付する社会保障税で高齢者への年金給付を行うとともに、高齢化による将来の支出増加に備えて、歳出超過見込み分を積み立てる方法である。

被用者と年収が一定額 (年収 400 ドル) 以上の自営業者は、原則として所得の一部を社会保障税として納入しなければならない。一方で、年収 400 ドルの所得水準に満たない者や無職の者は加入することが出来ない。

勤労者は、給料の 7.65% を源泉徴収され (雇用主も同額徴収)、自営業者は所得の 15.3% (OASDI の 12.4% とメディケアの 2.9%) を納入しなければならない。勤労者の税額 (7.65%) の内訳は、老齢年金及び遺族年金 (OASI) 該当分が 5.3%、障害年金分 (DI) が 0.9%、メディケア分 (HI) が 1.45% となっている。最高課税限度額は 10 万 6,800 ドルであるが、メディケアには限度額が設定されていない (2009 年度)。

#### (5) 老齢年金の受給資格

社会保障税の支払い記録は、個々に振り分けられたソーシャル・セキュリティ番号<sup>5</sup>によって管理され、ソーシャルセキュリティクレジット<sup>6</sup>(社会保障クレジット)に記録される仕組みとなっている。記録は、単位で表されており、2008 年度は課税対象所得 1,050 ドルに対して 1 単位 (日本の年金加入期間の 3 か月分に相当) が与えられ、年間で最高 4 単位まで取得することが可能となる。受給に必要なクレジット数は年齢によって異なるが、例えば 1991 年の段階で 62 歳未満の者では、40 クレジットが必要となる。

受給資格を得るまでには、通常、最低 10 年以上の社会保障税を支払う必要があ

---

<sup>4</sup> 年金の給付金額の実質価値を維持するため、物価の変動に応じて年金額を改定。

<sup>5</sup> 個人ごとに税金や年金を管理するための社会保障番号で、アメリカで合法的に働く許可のある者に発行される 9 桁の番号。1 人ひとりの固有番号となっているため、様々な身分証明としても使用されている。

<sup>6</sup> ソーシャル・セキュリティは、老齢年金や障害年金、遺族年金、メディケア医療保険を含む社会保障制度であり、一定期間当制度に加入して受給資格を得る制度である。保険料の支払いによりクレジットが加算され、老齢年金の受給資格を得るためには、40 ソーシャルセキュリティクレジットを必要とする。

る(遺族年金は1年6ヶ月となっている)。更に、クレジット制になっているため、10年の拠出期間を満たしていても受給資格が得られるとは限らない。また、退職者本人のほかに、一定の要件を満たす配偶者や子供についても受給の対象となり、配偶者については、10年以上の婚姻期間を有する62歳以上の者が対象となっている。

受給資格のある16歳未満の子供、または障害のある子供を養育している配偶者については、婚姻期間が1年未満あるいは62歳未満であっても支給される。また、離婚した配偶者については、再婚していないことを条件に、婚姻期間が10年以上で年齢が62歳以上であれば、離婚後も老齢年金を受給することができる。子供については、未婚かつ18歳未満が対象となるが、高校在学中であれば19歳まで、身体障害者である場合は18歳以上でも支給される。

#### (6) 老齢年金の受給開始年齢

従来、老齢年金の受給開始年齢は、原則として65歳以上となっていた。しかし、制度改正により2003年から2027年の間にかけて段階的に67歳に引き上げられており、2010年の段階では66歳が受給開始年齢となっている。また、個々の事情に応じて62歳から減額した年金額を前倒しに受給することも可能である。

この場合、62歳以上から66歳未満の者が繰り上げて受給する場合は、1ヶ月繰り上げるごとに9分の5%（最初の36ヶ月まで。それ以降は12分の5%）が減額され、この減額率は生涯適用される。例えば、2022年に62歳に達した人が繰り上げて受給する場合と、67歳の受給開始年齢まで待って受給する場合とを比べると、前者は後者よりも30%の減額となる。

また、70歳になるまで老齢年金を受給しない選択も可能である。老齢年金の受給をしない選択をして、かつ所得がある場合には、期間中の納税額が年金額計算の基礎に算定され、退職先送りクレジット(a delayed retirement credit)として、支給額自体も1ヶ月繰り下げることにより6%増額される(2005年以降に62歳に達する者から)。

老齢年金の受給開始年齢

生まれた年		受給開始年齢	老齢年金を 繰り上げて受給す る場合の減額率	遺族年金を 繰り上げて受給す る場合の減額率
～1937年	～S12年	65歳	-20.00%	-25.00%
1938年	S13年	65歳2ヶ月	-20.83%	-25.83%
1939年	S14年	65歳4ヶ月	-21.67%	-26.67%
1940年	S15年	65歳6ヶ月	-22.50%	-27.50%
1941年	S16年	65歳8ヶ月	-23.33%	-28.33%
1942年	S17年	65歳10ヶ月	-24.17%	-29.17%
1943年～1954年	S18～29年	66歳	-25.00%	-30.00%
1955年	S30年	66歳2ヶ月	-25.83%	-30.83%
1956年	S31年	66歳4ヶ月	-26.67%	-31.67%
1957年	S32年	66歳6ヶ月	-27.50%	-32.50%
1958年	S33年	66歳8ヶ月	-28.33%	-33.33%
1959年	S34年	66歳10ヶ月	-29.17%	-34.17%
1960年～	S35年～	67歳	-30.00%	-35.00%

出典: 社会保険庁 HP 「アメリカ年金制度の概要」

(7) 給付額

給付額は、日本と同様に社会保障税の納税額及び納税期間により決定されるため、個々によって額が異なる。受給者に所得がある場合は、一定の限度額（所得額）を超える所得について年金額が調整される。2009年の取り扱いでは、66歳未満の者に対して14,160ドルを超えた所得2ドルごとに年金1ドルが、また支給開始年齢以降は、3万7,680ドルを超える所得3ドルごとに年金1ドルの割合で減額される仕組みとなっている。

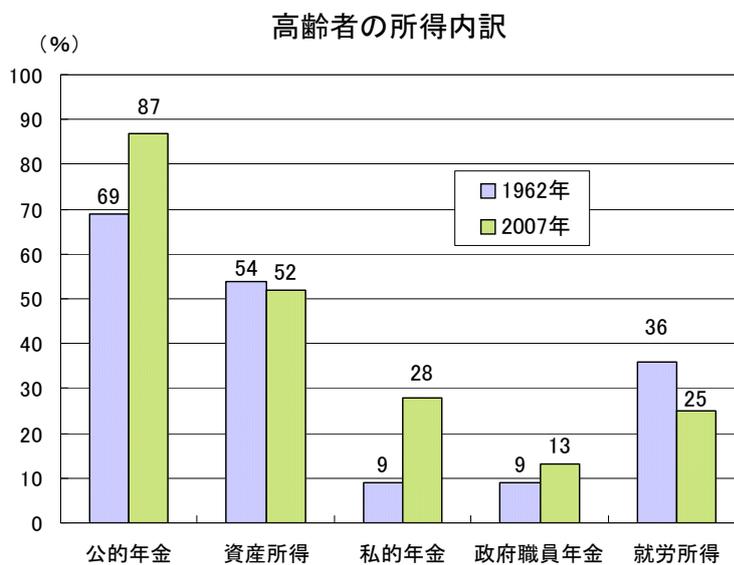
標準退職年齢（FRA）で受給を開始する場合、被扶養配偶者・離別配偶者・子供等に対する年金額は、退職者の基本年金額の50%となるが、退職者本人と同様に、満期退職年齢は最終的に67歳まで引き上げられることになっている。

早期に受給する場合は、原則として1ヶ月につき25分の36%(最初の36ヶ月まで。それ以降は5分の12%)減額されるため、62歳で受給する場合の年金額は67歳での受給額の65%相当額となる。

平均支給額をみると、2008年では、退職者本人の月額が1,153ドル、配偶者は569ドルである。

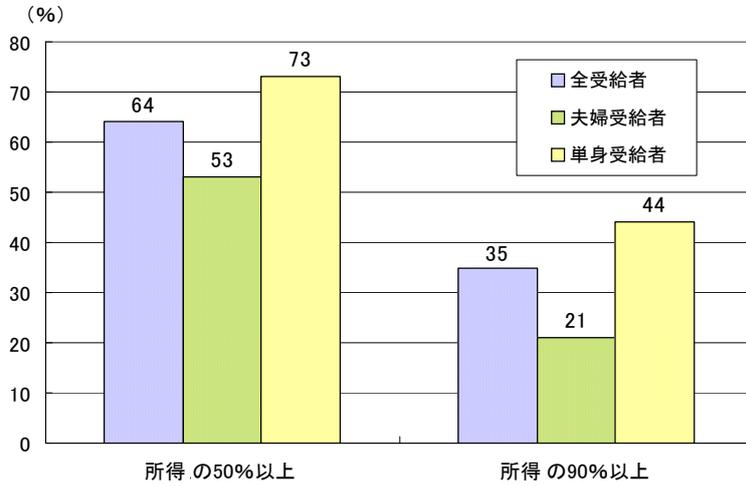
### (8) 受給者の状況

2008年の社会保障税を納める被保険者数は16,400万人で、公的年金受給者5,090万人のうち、65歳以上の高齢者が全体の76%を占めている。内訳は退職者3,203万人(63%)、配偶者と子供290万人(6%)、遺族646万人(13%)、障害者927万人(18%)である。公的年金を受給している高齢者の割合は、1962年の全高齢者の69%から2007年には87%に達している。また、高齢者の全所得のうち公的年金が占める割合は36%となっている。高齢期における公的年金依存度は高く、全高齢者の64%が全所得の50%以上を公的年金が占める状況となっている。



出典: Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

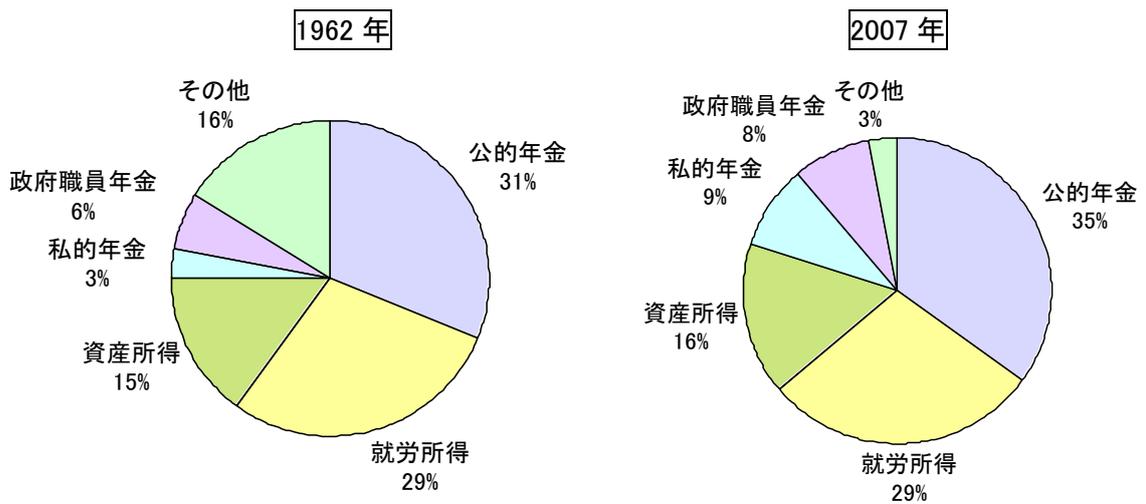
### 公的年金の所得に占める割合



出典: Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

また、高齢者の所得内訳の変化をみると、1962年には公的年金と私的年金を合わせて34%であったのに対し、2007年には44%と、年金の占める割合が高くなっている。

### 高齢者の所得の内訳



出典: Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

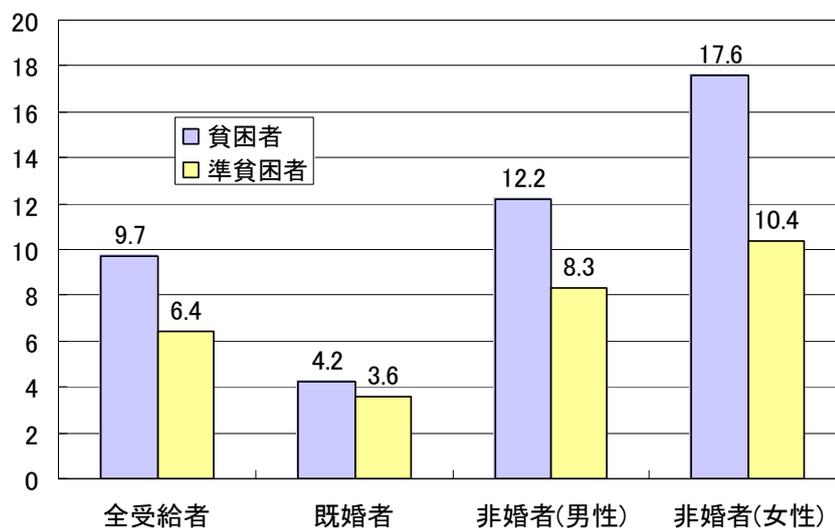
受給している公的年金の額は、退職した本人だけでみると平均受給額は月額 1,072 ドルとなっているが、夫婦二人世帯で 1,767 ドルは十分な金額とは言えない。また、クレジット数が低い受給者では、更に受給額が低くなることから、公的年金受給者の中に 9.7%の貧困者や 6.4%の準貧困者が存在している。貧困者の割合は、既婚者よりも非婚者に多くなっている。

公的年金の受給の状況（2008年6月）

家族のタイプ	受給家族数 (千件)	世帯当り平均 受給額 (ドル、月額)	世帯当り受給 者数(人)
退職した本人のみ	29,240	1,072	1.0
退職した本人および配偶者(共に 62 歳以上)	2,295	1,767	2.0
支給開始年齢未満の配偶者と二人の子供	75	1,686	3.95
遺族となった高齢の配偶者のみ	4,010	1,046	1.0

出典: Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

(%) 公的年金受給者の貧困状況



出典: Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

男女別の受給状況を見ると、本人が受給している割合は、男性が78%なのに対し、女性は59%にとどまる。また、年金支給額を比べると、男性の平均受給額は月額1,274ドルなのに対して、女性は962ドルと、男性の8割の額にも達していない。

性別・公的年金受給者の内訳

男性		女性	
障害者	19%	寡婦、母親	17%
退職者	78%	障害者(大人)	13%
障害者(子供)	2%	退職者並びに障害者の配偶者	9%
		退職者	59%
		障害者(子供)	1%

出典：Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

公的年金平均受給金額(月額・性別)(2008年12月)

(ドル)

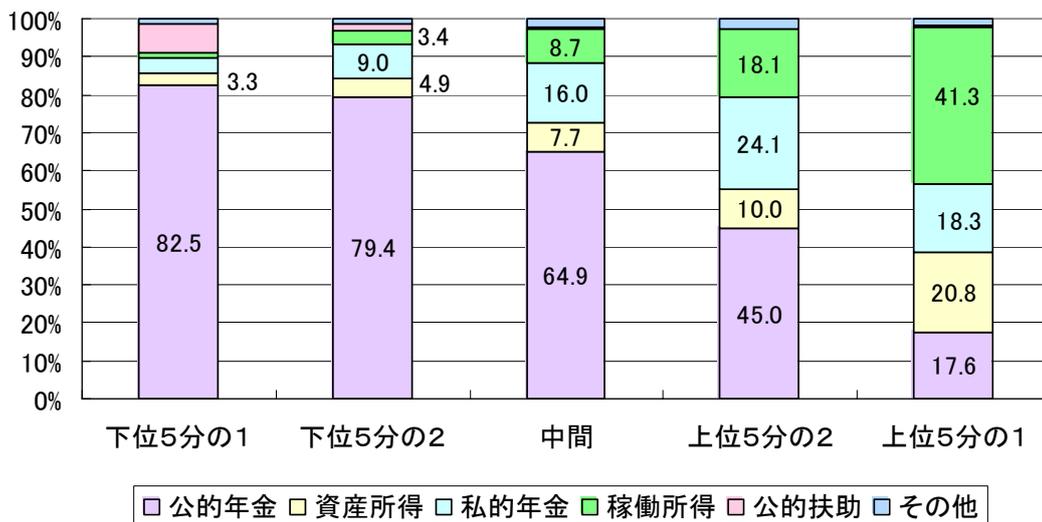
	男性	女性
本人		
退職者	1,299	1,001
障害者	1,191	920
配偶者		
退職者	335	573
障害者	229	288
遺族		
健常な寡婦	938	1,155
障害のある寡婦	498	692
両親	720	843
受給者全体	1,274	962

出典：Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

さらに、所得別の65歳からの年金受給額では、低所得者の平均は577ドル、平均的所得者は953ドル、高額所得者は1,231ドル、最高所得者は1,373ドルとなっており、低所得者と高所得者では、ベンドポイントが導入されているとはいえ、受給額に2.5倍程度の格差が生じている。

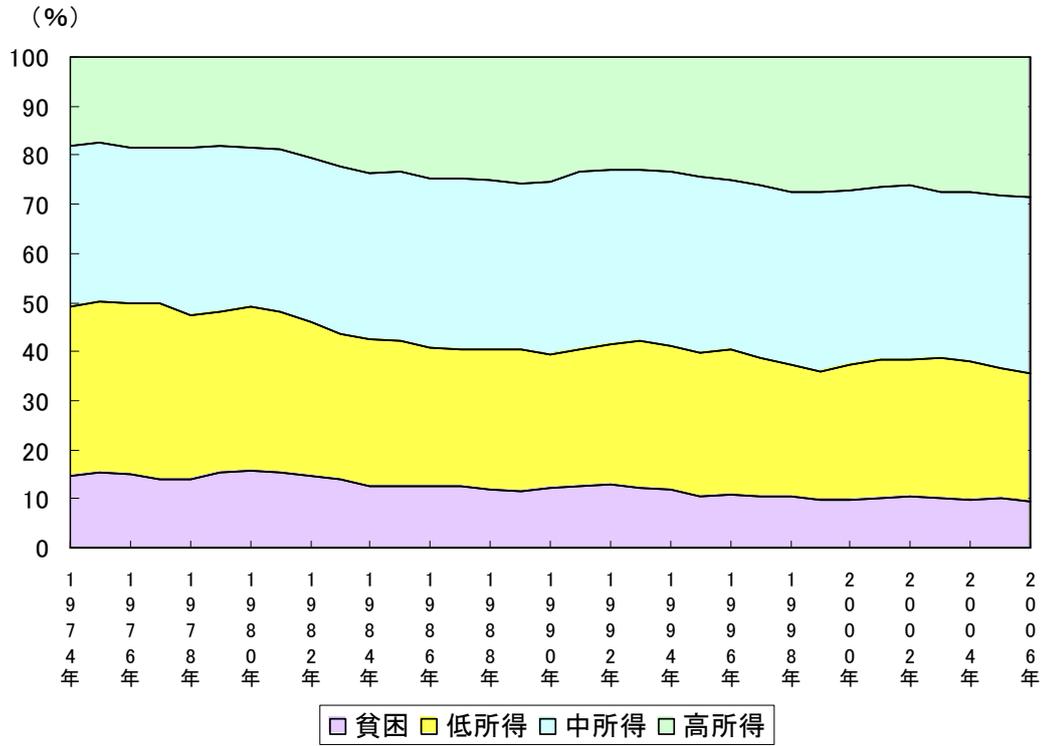
アメリカでは、貧困層や低所得者層の割合は減少傾向にあるが、依然として高齢者世帯全体の4割近くが低所得者層以下の所得となっている。高額所得者の所得に占める公的年金の割合は18%と低く、稼働所得があるかどうか、また、資産所得や私的年金を有するかどうかで、高齢者世帯の所得水準の格差が生じている。

アメリカの高齢者の所得階層別所得内訳



出典：Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

### アメリカの高齢者の所得階層別割合の推移



出典 : Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

### (9) 公的年金制度の問題点

アメリカの社会保障の柱である OASDI（公的年金制度）の財政状況は、2008 年の単年でみると黒字を計上し、2009 年の積立金は 2 兆 3,660 億ドルに達している。また、2007 年の公的年金の収入・支出を見ると、給付額は社会保険料で十分にカバーできており、短期的には十分な財源が確保できている。差し迫った財政危機の状態は感じられないが、いわゆるベビーブーマー世代が 65 歳を迎える 2010 年からは、急速に積立金が縮小していくと推測される。

2008 年の公的年金の収入・支出

収入 \$8053 億		支出 \$8053 億	
社会保障税(保険料)	83%	給付費	76%
金利収入	14%	トラストファンドへの積立	22%
給付に伴う税收	2%	鉄道労働者関連	1%
		総務費用	1%

出典:Fast Facts & Figures About Social Security, 2009

OASI（老齢年金及び遺族年金）と DI（障害年金）の二つの信託基金についてみると、DI は既に財政余力がなくなってきた。今後の見通しとしては、2017 年には単年度収支が赤字に転落して積立金の取り崩しが始まり、2025 年には積立金が枯渇すると言われている。比較的に財政余力のある OASI の基金も、2037 年には積立金が枯渇することになると見られている。OASDI の財政構造を早急に見直し、給付水準と保険料水準の改定に踏み切ることが必要となってきた。その場合、同率の社会保険料で運営していくには、給付を 2041 年には 22%、2082 年には 25%削減する必要があるとみられている。また、保険料率で財政の均衡を保つには、料率を 1.7%引き上げることが必要であり、永続的に均衡化するには 3.2%の引き上げが必要であるとみられている。

その他にも、公的年金制度の問題点として指摘されている主な点は以下の通りである。

- ・ 失業や低所得の時期があると年金額が低く算定される。
- ・ 62 歳からの繰り上げ年金の受給者は、低所得者や何らかの疾病を有する者が多く、低い年金額が更に減額されて少なくなる。
- ・ 年金の算定方式（バンドポイント制）や税制（下記の「アメリカの公的年金に対する課税」を参照）により、高額所得者に不利に働くため、就業意欲を阻害する。
- ・ 配偶者の被扶養者年金額が基本年金額の 50%と大きく、配偶者自身が働いて得られた退職年金額と専業主婦の年金額の差額が少なく不公平感がある。
- ・ 育児や介護のために就業出来なかった期間について、年金上の特別な取り扱いが必要である。
- ・ 世代間の公平性が問われている。
- ・ 世代内の格差拡大の現状から、公平性が問われている（所得再分配の強化）。
- ・ 高齢者に貧困層が多く、生活を十分に支えられる給付の確保が問われている。
- ・ 積立金について、現在のような市場外での運用から市場運用への見直しと、事務コストの削減等の無駄の排除が問われている。

**(参考)アメリカの公的年金に対する課税**

公的年金の一部(最大 50%)は、原則として総所得に算入される。ただし、当該公的年金及びそれ以外の所得を勘案して、税法に定められた暫定所得(provisional income)が一定水準未満の場合は、公的年金は総所得に算入されず、また暫定所得が一定水準以上の場合は、総所得に算入される公的年金は増額される(最大 85%)。

(一定水準)

単身の場合:25,000ドル

既婚かつ独居の場合:25,000ドル

既婚かつ同居かつ共同申告の場合:32,000ドル

既婚かつ同居かつ別々の申告の場合:0ドル

## 2. 私的年金

レーガン政権下の 1980 年代において、公的年金の給付水準が長期的に引き下げられたことに伴い、公的年金の給付だけでは老後の生活を十分に保障することができなくなった。その結果、私的年金への加入者が急増し、高齢者の所得に占める私的年金割合も増加している。私的年金に加入している高齢者の割合をみても、1962 年の 9%が 2007 年になると 28%に増えている。また、所得に占める割合も 1962 年の 3%が、2007 年には 9%と約 3 倍に増加している。

アメリカ年金制度の全体像

私的年金	個人年金	個人退職勘定 (IRA)	
	職域(企業年金)	確定給付型年金 (DB)	確定拠出型年金 (DC) 401k プラン
公的年金	ソーシャル・セキュリティ		

資料:ニッセイ基礎研究所作成

### (1) 私的年金の概要

高齢者に支給される私的年金は、退職年金が中心となっている。アメリカの退職(職域)年金制度は、内国歳入法(一定の条件を満たす年金に対して税法上の優遇措置を講じる年金税制)と、税制以外の年金制度の総合的な規範を定めた従業員退職所得法(Employee Retirement Income Security Act : 通称 ERISA。1974 年制定)によって規定されている。

退職(職域)年金は、一定の契約に基づいて、事業主と被用者の双方が年金基金に拠出するもので、大きくは確定給付型(DB)と確定拠出型(DC)に分類される。

確定給付型は、給付額があらかじめ一定の基準で定められており、拠出金は通常事業主から終身にわたって支払われる(加入者が拠出するケースもある)。一方、確定拠出型は、拠出額があらかじめ一定の基準で定められ、退職時に、元利合計を一時金か終身年金あるいは有期年金として受け取るもので、401k プランがその代表となる。

IRA (Individual Retirement Account : 個人退職勘定) は、個人が金融機関等に開設した積立勘定に拠出する制度で、1974 年エリサ法により創設された。拠出額

は課税所得から控除され、運用収益も給付時まで課税を繰り延べることができる（給付時には受取額に対して所得税が課される）。拠出限度は年間 5,000 ドル（2009 年）と大きくはないが、自営業者も含め、業態や職の有無に関わらず活用ができる。なお、70.5 歳以降は拠出することができない。

アメリカの私的年金の内訳は、退職勘定（IRA）が 4 分の 1 を占めるほか、企業年金である確定給付型（DB）と確定拠出型（DC）で 4 割を占めるという状況になっている。

## （２） 企業年金の加入状況

アメリカ合衆国国勢調査局（US Census Bureau）の統計によると、確定拠出型企業年金の伸びは著しく、1990 年から 2006 年までの間に、運用プラン数は 59.9 万から 64.6 万、拠出者は 3,800 万人から 8,000 万人、拠出額は 760 億ドルから 2,750 億ドル、給付金は 630 億ドルから 2,590 億ドルへと、いずれも急増している。一方、確定給付型では、運用プラン数は 4.9 万から変わらず、拠出者も 4,200 万人で横ばい状況が続いている。しかし、拠出額の伸びに対して受給額はそれほど伸びておらず、これまで支払いが行われてきた DB プランから変容してきていることがうかがえる。

また、退職者勘定（IRA）に加入している勤労者の 79%が、確定給付型かあるいは確定拠出型の年金に加入している。内訳では、確定給付型加入者は 44%、確定拠出型は 70%となっており、両方に加入している勤労者は 28%に上るなど、各人のライフプランに合わせて年金のタイプを選択していることが分かる。

### 私的年金の状況

年金のタイプ	確定拠出型年金 (Defined contribution plan, DB)					確定給付型年金 (Defined benefit plan, DB)			
	1990	2000	2004	2005	2006	2000	2004	2005	2006
プラン数(千)	599	687	636	631	646	49	48	48	49
拠出者(百万人)	38	62	65	76	80	42	42	42	42
総資産(10億ドル)	712	2,216	2,587	2,808	3,216	1,986	2,106	2,254	2,468
拠出額(10億ドル)	76	199	229	249	275	33	94	93	89
受給額(10億ドル)	63	214	193	218	259	128	140	137	149

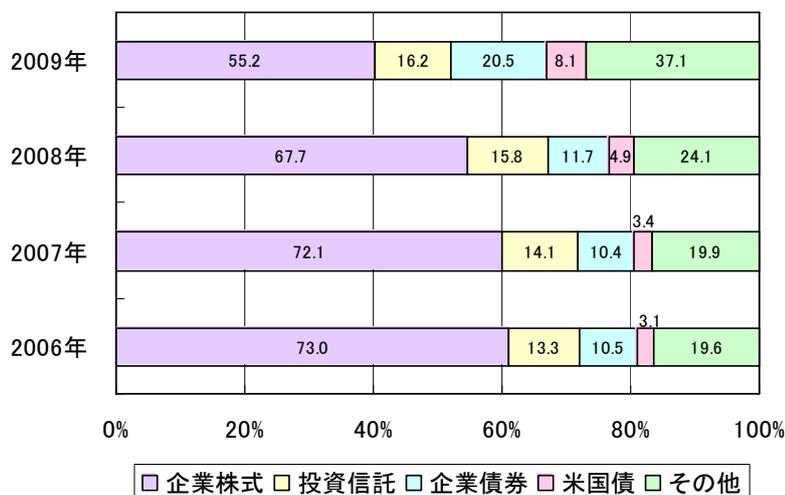
出典：Private Pension Plan Bulletin：2006

### (3) 確定給付型プラン (DB)

確定給付型企業年金(DB: Defined Benefit Plan)は、伝統的な雇用主拠出を中心とする給付金建て企業年金である。年金給付額が、給与額や勤続年数によりあらかじめ確定しているのが一般的である。事前に確定しているとはいえ、想定以上の高齢化や少子化などで受給額を確保できない場合には、企業は追加資金を拠出する必要がある。雇用主によって拠出額が蓄えられるが、個々の加入者ごとに区分されてはいない。また、企業が運用リスクを負担し、資産配分の決定を行うため、社員はこれに関与しない。DBは従来型企業年金の代表的な方式であるが、近年は企業が運用リスクに耐えられないなどの理由から見直しが進んでいる。

2009年の確定給付型年金の資産配分では、2006年には6割を超えていた企業株式が40.3%、企業債券が15.0%程度となり、大きく縮小している。一方、わずかではあるが、国債やコーポレートボンドの割合が大きくなってきている。

確定給付型年金の資産配分の推移



出典: Statistics & Historical Data

#### (4) 確定拠出型プラン (DC)

##### ①制度の概略

確定拠出型企業年金(DC: Defined Contribution Plan)は、雇用主拠出があり、従業員拠出も可能になっているほか、個人口座ごとの内容が明確になっている。給付額は退職時の個人口座の状況によって決定し、DBにおける企業による保証などはない。運用収益によって受給額が左右され、代表的な確定拠出型プランに401kがある。

##### ②401k プラン

確定拠出型年金制度の代表的なプランである。1978年の内国歳入法の改正に伴い、同法第401条のk項に規定されたことから、このように呼ばれている。企業側における401kプランのメリットは、企業の拠出額が全額損金算入可能なため、税務上有利であることや、運用リスクを企業が負わないで済むといった点が挙げられる。

一方、従業員にとっては、所得税上一定率の額を任意に給与所得からプランに対する拠出額として控除することが出来るほか、非課税扱いとなる点である。また、積み立てられた拠出金が生み出す収益への課税も、従業員が将来年金をもらう時まで繰り延べられるなどのメリットがある。また、他の企業に転職した場合にも、転職先の企業プランへこれまでの拠出分も含めた移行が可能(ポータビリティの確保)となっている。ただし、確定給付型年金とは異なり、運用リスクは従業員が負うこととなり、受取時の額は保障されない。

従業員の掛け金に加えて、企業は、従業員の掛け金と同額までの奨励金をマッチング拠出することが可能となっている。ただし、高額給与所得者を優遇することにならないよう、企業拠出額については給与額に応じた上限が定められている。

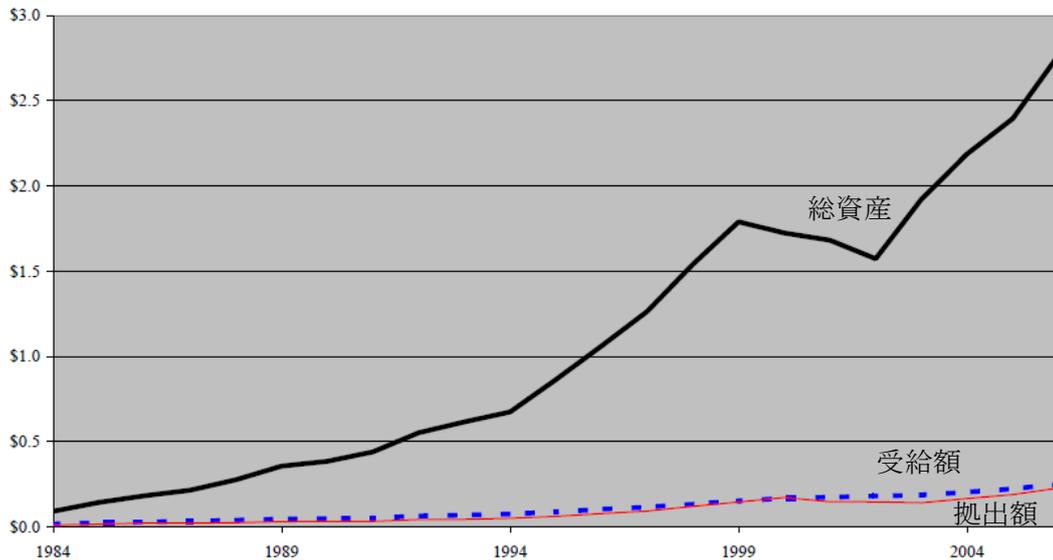
401kプランは、現在、プラン数が46.5万、拠出者は7千万人を越えている。

401kの状況 (2006年)

プラン数合計	拠出者(千人)	全資産(百万ドル)
465,653	70,295	58,351

出典：Private Pension Plan Bulletin：2006

アメリカの 401k の総資産・拠出額・受給額の推移  
(単位: 1 兆)



出典: Private Pension Plan Bulletin Historical Tables

③401k の税制適格要件

i 従業員の参加条件

- ・従業員全体の 40%以上、または 50 人以上が参加することが最低資格付与要件 (Minimum Coverage Requirement) である。
- ・年齢 21 歳以上。
- ・勤続 1 年以上 (1 年に 1,000 時間以上勤務していること。パート従業員でも可)。

ii 拠出額の設定

企業は、従業員給与の 100%もしくは 45,000 ドル (2009 年) のうち低い方を上限として拠出を行うことができる。従業員の拠出額は自らが決定し、給料から天引きされる。ただし、給料の 25%または毎年定められる非課税限度額(2009 年は 245 千ドル)のうち低い方を上限額とする。

### iii 拠出金の運用

拠出金は投資により運用され、運用会社が提示する複数の投資先を従業員自身が選択出来る。また、投資判断はすべて従業員が行い、投資損失等について企業側は一切責任を負わない。運用先としては、各種のファンド、不動産、自社株などがある。

### iv 受給権の設定

従業員の拠出分については、全額従業員に受給権がある。企業の拠出分については、従業員の勤続年数により受給権が設定される。設定は次の二通りあるが、これは最低条件であり、企業側はさらに有利な条件を提示することが出来る。

- ・ 5年間勤務後に受給権を100%とする。

勤続年数	受給権付与割合
5年未満	0%
5年以上	100%

- ・ 3年間勤務後に受給権を20%とし、その後1年ごとに20%を追加し、7年後に100%とする。

勤続年数	受給権付与割合
3年未満	0%
3年以上4年未満	20%
4年以上5年未満	40%
5年以上6年未満	60%
6年以上7年未満	80%
7年	100%

### v 途中引き出し

従業員が65歳で退職するか59.5歳に達すると、自己拠出分及び企業拠出分に運用収益を加えた額が年金として支給される。また、59.5歳に達する前に引き出しが出来るとは、70.5歳になった翌年の4月までには受給を開始しなければならないという制限が設けられている。経済的困窮に伴う特例を除き、違反した場合には10%のペナルティー・タックスが課せられる。

<参考文献>

*A Profile of Older Americans, 2008*, The U.S. Department of Health and Human Services  
*Fast, Facts and Figures about Social Security 2009*, The U.S Social Security Administration

*Private Pension Plan Bulletin: 2006*, The U.S. Department of Labor

*Private Pension Plan Bulletin Historical Tables*, The U.S. Department of Labor

*Statistics & Historical Data*, The Board of Governors of the Fedearl Researve System

藤田伍一・塩野谷祐一編, 「先進諸国の社会保障 7」, 東京大学出版会, 2000

厚生労働省編, 「世界の厚生労働 2009」, TKC 出版, 2009

健康保険組合連合会編, 「社会保障年鑑 2009 年版」, 東洋経済新報社, 2009

(財)自治体国際化協会, 「CLAIR REPORT NUMBER 202 米国における高齢者福祉対策」, 2000

第一生命ニューヨーク 401(k) 研究会編, 「401(k) プランのすべて」, 金融財政事情研究会, 1998

<調査協力>

株式会社ニッセイ基礎研究所